

令和8年度 山形地方最低賃金審議会

第1回

山形県最低賃金専門部会

日時 令和8年7月30日（木）

10：00～

場所 山形労働局 大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 山形労働局労働基準部長あいさつ

3 議 事

（1）部会長、部会長代理の選出について

（2）山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程について

（3）審議日程について

（4）山形県最低賃金の改正決定について

4 その他

5 閉 会

資 料 目 次

I 審議会運営及び日程関係

1 令和8年度山形地方最低賃金審議会

山形県最低賃金専門部会委員名簿 1

2 山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程 2

3 (案) 令和8年度山形県最低賃金専門部会開催日程について . . 4

II 山形県最低賃金の引上げ率及び影響率一覧表

【基礎調査結果抜粋】 5

令和8年7月30日

令和8年度山形地方最低賃金審議会
山形県最低賃金専門部会委員名簿

(公益代表委員)

粕谷真生	弁護士
本間佳子	弁護士
丸山政己	山形大学人文社会科学部教授

(労働者側委員)

石川正樹	日本労働組合総連合会山形県連合会事務局長
柿崎隆英	山形航空電子労働組合執行委員長
納富聡	JAM南東北山形県連絡会会長

(使用者側委員)

木村和浩	山形商工会議所専務理事
丹哲人	一般社団法人山形県経営者協会専務理事
仁藤友貴	株式会社ハッピージャパン取締役総務企画部長

(注) 掲載順は、五十音順である。

山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程

第1条 山形地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）並びに山形地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、山形労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

2 前項の規定により山形労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の10日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、山形労働局長に通知するものとする。

第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときには、あらかじめ部会長に適切な方法で通知するものとする。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でないものの説明又は意見を聞くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、山形地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

第1条 この規程は、令和3年7月20日から施行する。

(案)

令和8年度 山形県最低賃金専門部会開催日程について

【公 開】 第1回 7月30日(木) 午前10時00分

【非公開】 第2回 8月7日(金) 午前10時00分

【非公開】 第3回 8月17日(月) 午前10時00分

【非公開】 第4回 8月18日(火) 午前10時00分

【非公開】 第5回 8月21日(金) 午前10時00分

【非公開】 第6回 8月26日(水) 午前10時00分

※部会長報告・答申

8月27日(木) 午前10時00分 第3回山形地方最低賃金審議会

3 山形県最低賃金の引上げ率及び影響率一覧表（引上げ額0-50円）

現行時間額	1,032円		（調査母集団 171,832人 ）		
改正時間額	引上げ額	引上げ率	影響率	影響者数	備考
1032円	0円	0.00%	3.11%	5,338人	←未満率
1033円	1円	0.10%	8.66%	14,877人	
1034円	2円	0.19%	8.73%	15,005人	
1035円	3円	0.29%	8.90%	15,301人	
1036円	4円	0.39%	9.82%	16,869人	
1037円	5円	0.48%	9.82%	16,878人	
1038円	6円	0.58%	9.94%	17,087人	
1039円	7円	0.68%	9.95%	17,095人	
1040円	8円	0.78%	10.04%	17,245人	
1041円	9円	0.87%	14.12%	24,259人	
1042円	10円	0.97%	14.22%	24,441人	
1043円	11円	1.07%	14.58%	25,058人	
1044円	12円	1.16%	15.01%	25,788人	
1045円	13円	1.26%	15.43%	26,513人	
1046円	14円	1.36%	15.85%	27,234人	
1047円	15円	1.45%	15.88%	27,289人	
1048円	16円	1.55%	15.98%	27,461人	
1049円	17円	1.65%	16.08%	27,638人	
1050円	18円	1.74%	16.18%	27,795人	
1051円	19円	1.84%	19.99%	34,356人	
1052円	20円	1.94%	20.12%	34,572人	
1053円	21円	2.03%	20.30%	34,887人	
1054円	22円	2.13%	21.54%	37,007人	
1055円	23円	2.23%	21.62%	37,151人	
1056円	24円	2.33%	21.95%	37,724人	
1057円	25円	2.42%	22.00%	37,797人	
1058円	26円	2.52%	22.22%	38,174人	
1059円	27円	2.62%	22.25%	38,231人	
1060円	28円	2.71%	22.41%	38,505人	
1061円	29円	2.81%	22.95%	39,439人	
1062円	30円	2.91%	22.97%	39,475人	
1063円	31円	3.00%	23.41%	40,218人	
1064円	32円	3.10%	23.53%	40,439人	
1065円	33円	3.20%	23.68%	40,693人	
1066円	34円	3.29%	23.81%	40,912人	
1067円	35円	3.39%	24.01%	41,255人	
1068円	36円	3.49%	24.10%	41,404人	
1069円	37円	3.59%	24.26%	41,695人	
1070円	38円	3.68%	24.31%	41,780人	
1071円	39円	3.78%	24.69%	42,427人	
1072円	40円	3.88%	24.99%	42,937人	
1073円	41円	3.97%	25.08%	43,092人	
1074円	42円	4.07%	25.26%	43,409人	
1075円	43円	4.17%	25.31%	43,495人	
1076円	44円	4.26%	25.61%	44,007人	
1077円	45円	4.36%	25.64%	44,055人	
1078円	46円	4.46%	25.70%	44,165人	
1079円	47円	4.55%	25.83%	44,382人	
1080円	48円	4.65%	26.03%	44,722人	
1081円	49円	4.75%	26.81%	46,062人	
1082円	50円	4.84%	26.87%	46,169人	

資料出所：山形労働局「最低賃金に関する基礎調査（令和8年）」

3 山形県最低賃金の引上げ率及び影響率一覧表（引上げ額51-100円）

現行時間額	1,032円		（調査母集団 171,832人 ）		
改正時間額	引上げ額	引上げ率	影響率	影響者数	備考
1083円	51円	4.94%	27.05%	46,486人	
1084円	52円	5.04%	27.28%	46,882人	
1085円	53円	5.14%	27.30%	46,917人	
1086円	54円	5.23%	27.55%	47,336人	
1087円	55円	5.33%	27.63%	47,470人	
1088円	56円	5.43%	27.65%	47,506人	
1089円	57円	5.52%	27.68%	47,557人	
1090円	58円	5.62%	27.72%	47,633人	
1091円	59円	5.72%	28.41%	48,818人	
1092円	60円	5.81%	28.49%	48,953人	
1093円	61円	5.91%	28.67%	49,272人	
1094円	62円	6.01%	28.89%	49,650人	
1095円	63円	6.10%	29.02%	49,864人	
1096円	64円	6.20%	29.21%	50,184人	
1097円	65円	6.30%	29.48%	50,661人	
1098円	66円	6.40%	29.52%	50,727人	
1099円	67円	6.49%	29.60%	50,856人	
1100円	68円	6.59%	29.64%	50,933人	
1101円	69円	6.69%	32.66%	56,129人	
1102円	70円	6.78%	32.92%	56,565人	
1103円	71円	6.88%	33.07%	56,819人	
1104円	72円	6.98%	33.22%	57,082人	
1105円	73円	7.07%	33.31%	57,238人	
1106円	74円	7.17%	33.41%	57,403人	
1107円	75円	7.27%	33.48%	57,525人	
1108円	76円	7.36%	33.67%	57,853人	
1109円	77円	7.46%	33.76%	58,010人	
1110円	78円	7.56%	33.84%	58,155人	
1111円	79円	7.66%	34.34%	59,015人	
1112円	80円	7.75%	34.40%	59,112人	
1113円	81円	7.85%	34.44%	59,183人	
1114円	82円	7.95%	34.52%	59,320人	
1115円	83円	8.04%	34.67%	59,574人	
1116円	84円	8.14%	34.81%	59,806人	
1117円	85円	8.24%	34.96%	60,078人	
1118円	86円	8.33%	35.03%	60,189人	
1119円	87円	8.43%	35.11%	60,326人	
1120円	88円	8.53%	35.28%	60,627人	
1121円	89円	8.62%	35.95%	61,776人	
1122円	90円	8.72%	36.01%	61,871人	
1123円	91円	8.82%	36.10%	62,033人	
1124円	92円	8.91%	36.15%	62,114人	
1125円	93円	9.01%	36.33%	62,431人	
1126円	94円	9.11%	36.77%	63,184人	
1127円	95円	9.21%	36.87%	63,346人	
1128円	96円	9.30%	37.03%	63,634人	
1129円	97円	9.40%	37.09%	63,730人	
1130円	98円	9.50%	37.12%	63,776人	
1131円	99円	9.59%	37.66%	64,719人	
1132円	100円	9.69%	37.81%	64,966人	

資料出所：山形労働局「最低賃金に関する基礎調査（令和8年）」